

会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和7年第7回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和7年7月2日（水）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前10時00分～午前10時19分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室（大会議室）
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
さ
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件
 - 議案第45号 選挙人名簿から抹消すべき者について
 - 議案第46号 選挙人名簿に登録すべき者について
 - 議案第47号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について
 - 議案第48号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
 - 議案第49号 投票立会人の選任について
 - 議案第50号 共通投票所の投票管理者及びのその職務を代理すべき者の選任について
 - 議案第51号 共通投票所の投票立会人の選任について

- 議案第52号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第53号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第54号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第55号 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第56号 ポスター掲示場の区画数について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人数 0人

委員長 開会

(議案第45号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第46号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読(2件を一括審議)

○ 本案は、令和7年7月2日現在におきまして、別冊の者を選挙人名簿から抹消するとともに、令和7年7月2日現在において、別冊の者を新たに選挙人名簿に登録するというものでございます。別冊については事前に確認をいただいているところでございますけれども、資料の3ページをご覧いただきたいと思っております。まず抹消する者の内訳でございます。令和7年7月1日までに死亡した者が男77人、女67人の、計144人。それから転出後4か月を経過した者が、男66人、女56人の計122人で、これらを合わせた男143人、女123人、計266人を抹消しようとするものでございます。また新規登録者として、年齢要件に係る者として、男71人、女45人の計116人。住所要件に係る者として、男228人、女199人の計427人を合わせた、男299人、女244人の、合計543人を新たに名簿に登録しようとするものでございます。その結果、令和7年7月2日現在の名簿登録者数でございます。男44,484人、女47,189人の合計91,673人となります。参考として、3ページの下には選挙人名簿の登録者数に基づき決定し、告知することとされている直接請求に係る法定署名数を記載してございます。

それからめくっていただきまして、4ページには、選挙人名簿登録者数の地域別内訳、それから5ページ、6ページにつきましては、選挙人名簿登録者数の投票区別の内訳をそれぞれ掲載してございますので、お目通しの方をお願いしたいと思います。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第47号 住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至った者の選挙人名簿の登録の抹消について)

事務局長

議案の朗読

○ 公職選挙法第28条第1項第2号の規定によりまして、転出後4箇月を経過した者は、直ちに選挙人名簿から抹消しなければならないとされてございます。

今般、第27回参議院議員通常選挙が執行されるにあたりまして、7月2日から選挙執行期日である7月20日までの間に、一関市内に住所を有しなくなって4箇月を経過するに至る者について、その4箇月を経過する日に選挙人名簿から抹消するものでございます。抹消予定者の一覧は、事前に確認いただきました資料4の通りでございます。なお内訳でございますが、抹消する者の内訳としては、男80人、女106人の合計186人を抹消する予定でございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長

原案のとおり可決

(議案第48号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長

議案の朗読

○ 本案につきましては、令和7年7月20日執行予定の、第27回参議院議員通常選挙の各投票所における投票管理者及びその職務代理者を、別紙資料5でございますけれども、資料5の通り選任しようとするものでございます。投票管理者及びその職務代理者につきましては、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされてございます。

委員長

議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第49号 投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、第27回参議院議員通常選挙の、各投票所における投票立会人を、別紙資料の6となりますけれども、別紙の通り選任しようとするものでございます。投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとされてございます。

なお、投票立会人の選任におきましては、選挙管理委員会として若者の投票立会人の募集ということで公募してございまして、今回の選挙におきましては11人の若者の投票立会人を選任しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第50号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、第27回参議院議員通常選挙の共通投票所の投票管理者及びその職務代理者を、別紙資料の7となりますけれども、別紙の通り選任しようとするものでございます。なお共通投票所の投票管理者及びその職務代理者につきましても、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされている

ところでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第51号 共通投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、第27回参議院議員通常選挙の共通投票所の投票立会人を別紙、資料の8となりますが、別紙の通り選任しようとするものでございます。

なお、共通投票所の投票立会人につきましても、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第52号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、第27回参議院議員通常選挙の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、別紙資料の9となりますが、別紙の通り選任しようとするものでございます。資料の方、ちょっと字が小さいですがご確認いただきたいと思います。投票管理者及びその職務代理者につきましては、先ほどと同様に選挙権を有する者の中

から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとさせていただきます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第53号 期日前投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、第27回参議院議員通常選挙の期日前投票における投票立会人を、別紙資料10となりますが、別紙の通り選任しようとするものでございます。投票立会人につきましては、投票管理者及びその職務代理者と同様に、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第54号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 開票管理者につきましては、公職選挙法の規定で、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任するとさせていただきます。令和7年7月20日執行予定の、第27回参議院議員通常選挙における開票管理者につきましては、市の総務部長である菅原哲紀、それから開票管理者の職務を代理すべき者については、市のまちづくり推進課長であり、前の選挙管理委員会事務局長補佐であります鈴木勝憲を、それ

ぞれ選任しようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第55号 選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

○ 選挙会につきましては、開票結果の報告を点検し、各候補者、政党との得票を計算して当選人を決定するため、選挙ごとに設置されるものでございますが、この選挙会に関する事務を担当する選挙長につきましては、公職選挙法の規定で、当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとされております。令和7年9月28日執行予定の一関市長選挙及び一関市議会議員選挙における選挙長について、市の総務部長であります菅原哲紀。選挙長の職務を代理すべき者については、市のまちづくり推進課長であり、前の選挙管理委員会事務局長補佐である鈴木勝憲を、それぞれ選任しようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

(議案第56号 ポスター掲示場の区画数について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案につきましては、一関市議会議員及び一関市長の選挙ポスター掲示場設置に関する規定により、令和7年9月28日執行予定の

一関市長選挙及び一関市議会議員選挙におけるポスター掲示場の区画数を定めるものでございます。一関市長選挙にありましては4区画、一関市議会議員選挙につきましては36区画と定めようとするものでございます。

なお、前回令和3年の選挙におきましては、市長選挙は6区画、それから市議会議員選挙は今回の選挙と同様に同数の36区画としていたところでございます。

佐藤福委員 今、市議会議員の定数は何人だったでしょうか。

菅野主任主査 26人です。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案の通り可決

委員長 閉会